



毎月勤労統計調査の特別調査が始まります

厚生労働省では、毎年7月31日現在で毎月勤労統計調査の特別調査を、香川県を通して実施しています。この調査は、**指定された調査区内に所在し、常用労働者を1～4人雇用する全ての事業所を対象**に行われます。

今年も7月下旬から9月上旬にかけて県が任命した調査員がお伺いしますので、調査へのご理解とご回答をお願いします。

●毎月勤労統計調査とは…

労働者の雇用・給与及び労働時間の変動を毎月明らかにすることを目的とした調査で、厚生労働省が香川県を通して実施しています。

今回実施する**特別調査**は、毎月行っている常用労働者5人以上の事業所を対象とした全国調査・地方調査を補完するものであり、**小規模事業所の実情を明らかにすることを目的として、年1回行われています。**

この調査は、統計法に基づき、国の重要な統計調査である「基幹統計調査」に位置づけられ、報告が義務付けられています。また、ご提出いただいた情報等は厳重に保護され、統計以外の目的に用いられることはありません。

●調査の種類は…

毎月実施する全国調査、地方調査と、**年1回実施する特別調査**があります。調査の概要は次のとおりです。

対象とする事業所の規模 (常用労働者数)	調査の種類			調査期間	調査方法
	全国調査	地方調査	特別調査		
30人以上 事業所	毎月対象 (第一種事業所)		対象外	3年	郵送調査及び オンライン調査
5～29人 事業所	毎月対象 (第二種事業所)			1年6か月	調査員実地調査 又はオンライン調査
1～4人 事業所	対象外		年1回対象	7月末基準日	調査員実地調査 又はオンライン調査

調査員実地調査では県が任命した調査員が直接事業所にお伺いし、調査させていただきます。

●調査結果の利用例は…

- ・国民所得、県民所得の推計
- ・ILO等の国際機関への紹介
- ・**最低賃金決定の資料**
- ・内閣府の「月例経済報告」や「景気動向指数」等の景気判断資料
- ・労使間における労働時間、給与等改定の際の参考資料
- ・雇用保険や労災保険の保険給付額の改定

など

●調査結果の公表は…

特別調査の結果は、厚生労働省ホームページで調査を実施した翌年1月末までに公表しています。また、毎月実施している全国調査の結果は、厚生労働省ホームページでご覧いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

なお、地方調査の結果は、香川県ホームページで毎月調査月の翌々月末頃に公表しています。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/tokei/rodo/working/index.html>



毎月勤労統計調査特別調査
キャラクターのとくちゃんです♪

調査票に書かれた事柄は「統計法」により堅く秘密が守られますので、ご安心ください！
ぜひ、ご理解とご回答をお願いいたします♪

厚生労働省のホームページ(特別調査)はこちらから

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>